

平成 20 年 12 定 環境農政常任委員会

服部委員

まずはじめに、森林整備事業における雇用対策ということで伺っていきたいというふうに思います。

水源環境の保全・再生の取組というのは、これまでも幾つかの多くの県民の方たちが築かれてきた自然資源を損なうことなく、次の時代に引き継ぐと。そして、良質な水を安定的に県民に提供すると。これが非常に重要なことは言わずもがなでございますが、そのために県では県民に個人県民税の超過課税をお願いしているところでございます。いわゆる水源環境税を負担していただいていると。それを財源とした水源環境保全・再生事業会計を、昨年度からスタートしております。その財源で、12 の特別対策事業を実施していることは多くの県民も承知されているのではないかなというふうに思います。いわゆる目的税ということで、これが当初の目的のとおり、森林整備事業につながり、ひいては今本当に求められている雇用の拡大につながっていく、つなげていってほしいというふうに思います。そのためには、既設の事業計画が十全に行われて、思い余すことなく、不用額もなく、当初考えた事務事業がしっかりと計画段階で果たされている、雇用につながっていく。むしろ雇用ということを念頭に置けば、この事務事業の把握を来年度はもっと大きくしてもいいだろうと、すべきだというふうに思います。

そういう意味で、この目的税を使って、水源環境保全の事業を拡大していく、そのこと自体が目的税ですから、目的でございますが、それを推進することをしっかり見ていくと、それを担う人たち、支える人たちは、貴重な労働者の、皆働く方々でございます。今正にそういった雇用、労働の拡大が求められている中で、そこも念頭に置きつつ、進めていただきたいというのが、私の質問の趣旨でございます。余りそういったことを述べないで進めていこうと思ったんですが、皆さん方プロを目の前にしますと、そういうことを話さなければいけないのかなと。

それで、こういうことで雇用対策も併せて何点か伺うと、そういうことになります。

先ほど申し上げました水源環境保全・再生事業会計や個人県民税の超過課税を財源として12の特別対策事業を実施しておりますが、平成19年度においては、この財源をすべて使い切ったのかどうか。まず、この辺ですよね。私の趣旨は、使い切らなければいけない、もともとそうなんだ、目的税なんだからということ。使い切れないようだったら税金を戻せということになっているんですから。したがって、事業量の把握というのはまことにその意味でも大事だというふうに思いますから、まずその辺から、19年度においてはその財源をすべて使い切ったのかどうかを伺っておきます。

水源の森林推進担当課長

平成19年度におきましては、個人県民税超過課税相当額や寄附金、財産運用収入を合わせまして、約36億4,205万円を基金に積み立てておりました。一方、12の特別対策事業に対しまして約32億4,564万円を使わせていただきましたので、差し引きしますと、約3億9,641万円が残りしました。以上でございます。

服部委員

3億9,000余万円が残ったというのは、結果として残ってしまったんですか。それともはじめから事務事業として考えていなかったのか。

水源の森林推進担当課長

2月補正の時点で、個人県民税の超過課税相当分が、1億1,455万円増えました。それが2月補正の時点ですので、使えませんでしたので残りました。そのほかに、入札残金、下水道工事とかそういうもので入札残金が出てしまいました。それが1億5,360万円の減額、増えたものもありますけれども、それを2月補正で計上させていただきました。また、年度末まで一生懸命使い切ろうとして努力した結果、どうしても使い切れないものが不用額として1億2,826万円発生してしまいました。

服部委員

課長が本当に正直な方で、どうしても使い切れなかったと。なぜどうしても使い切れなかったのか想像はできるんですが、なぜ使い切れなかったのか。

水源の森林推進担当課長

不用額の主なものなんですけれども、私が担当している水源の森林づくり事業でかなり出てしまいました。この理由といたしましては、事業の中に森林の買取りというメニューがございまして、その買取りを予定しておりました箇所の隣接者の方が死亡されてしまったことと、またこれも隣接者なんですけれども、病気によりまして入院をしてしまいました。そのことで、最終的に境界の確定ができなくなりまして、やむなく年度内に契約できずに、不用額が生じてしまいました。

服部委員

分かりました。それでは致し方ない面も、この限りにおいてはあると思います。一応平成20年度は進行中ですが、いずれにしても、この事業自体が平成19年度、20年度と、誕生して間もないので、やはり平成19年度の決算というのは大事だというふうに思います。

そこで、今お話し of 不用額1億2,000余万円ですが、これは先ほどお話の全体の額36億4,200余万円の恐らく3%を超すと思いますが、いかがですか。

水源の森林推進担当課長

計算はしておりませんが、そのぐらいになると思います。

服部委員

巨額な一般会計においては、その不用額が0.37%でございますから、これは先だって決算特別委員会の委員長から御報告があったとおりでございますが、その辺のところをかいつまんで先ほど見たら、一般会計全体としての不用額が0.37%。それと比べると3%を超すというのは、ある意味では10倍です。致し方ない理由というのは、今課長さんから伺いましたけれども、やはりそれは致し方ないでは済まないだろうというふうに思います。そういったことについて、それは全くもって予想できないということでもありません。用地買収等の公共事業に係る御苦勞はよく存じ上げているつもりではございますが、どうかその点をしんしゃくしていただいて、御苦勞されて、不用額の出ないようにしていかなくてはならないだろうと。目的税、そして目的にかなった事業執行ということで、事業量を見込んで計上しているわけでございますので、お願いしたいというふうに思います。

その1億2,000余万円でございますが、その内訳は環境農政費が幾らで、それから水源林整備費が、幾らなのか。ちょっと不用額の内訳を教えてください。

水源の森林推進担当課長

不用額の内訳でございますけれども、先ほど申し上げました水源の森林づくり事業にお

きまして、約8,943万6,000円でございます。そのほかにつきましては、森林課以外の部分で生じたので、ちょっと今資料が手元にはありません。

服部委員

分かりました。大体大きいところが、今、課長さんの御答弁のと通りの事業だろうというふうに思います。その事業は、先ほど冒頭御答弁があった、やむを得ないことばかりではないというふうに思うんですが、先ほどの御答弁以外ではどういう状況だったのか、お話ししていただけますか。

水源の森林推進担当課長

そのほかでございますけれども、分収林という確保手法がございまして、その分収林として最終的に契約しようとしておりましたけれども、詳しい調査をした結果、伐採時に収益が上がらないだろうということが分かりましたので、そういう分収林契約をするために、ヘクタール当たり120万円という、今まで所有者が経費をかけて育てた分等を考慮しまして、分収林に対する交付金を設けておりますが、その額が残りました。

それと、水源林を確保するために、測量をいたしますけれども、最終的にどうしても使い切れずに残ったものがございます。それを合わせまして約9,000万円ということになりました。

服部委員

測量して、どうしても使い切れずに残ったというのは、どういう意味なのですか。測量をしたけれども、本来の目的には合わないということが分かったのか、ないしは、測量したけれども、測量のスピードが間に合わず、事が進まなかったというのと、どちらなんでしょうかね。

水源の森林推進担当課長

測量をしますと、作業を進める中でどうしてもいろんなことが、作業が増えまして、増額をしなければいけないというケースがたくさんございます。そこで、そのくらいの額が作業の途中の増額で必要だろうという想定をしておりましたけれども、増額しないで済みましたので、残ってしまいました。

服部委員

分かりました。

そこで、先ほどちょっとお話が出ました入札の不調について、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。平成19年度の不調件数とその理由について、また、分類できるのだったら大ざっぱで結構ですので種類別に分けていただいて、教えてください。

水源の森林推進担当課長

平成19年度の入札の不調でございますが、18件ありました。これについて、私たちが考える主な理由でございますけれども、平成19年度の森林整備の事業量は、平成18年度に比べまして約2倍、1,000ヘクタールから約2,000ヘクタールと、非常に増大をいたしました。そのことと、発注するに当たりまして、どうしても当初にはなかなか発注がはかどらなくて、第2四半期などに発注が集中してしまいましたので、受注する業者さんが仕事を持ちながら受注がなかなかできなくて、手控えられたということが主な理由かと思えます。

服部委員

分かりました。そうしますと、平成 18 年度に比べて、水源の森林づくり事業の整備量が 2 倍ということで、大変な面積だということを感じます。それに加えて、森林整備の業務が集中した時期には受注の手控えにもよって不調となったという面もあると。

今、平成 20 年度では、業務のそうした集中を防ぐために、どのような対処をしているのか伺っておきます。

水源の森林推進担当課長

先ほどお話しさせていただきましたけれども、業務が集中しますと、どうしても業者さんは手持ち工事があるので、取っていただけないと、取りづらくなってしまふということがございますので、1 年間に有効に使わせていただきたいということで、ゼロ県債を増額させていただきました。これによりまして、平成 19 年度中に発注させていただきました、1 年間に平準化して作業、業者さんの作業が進むように考慮いたしました。

その結果でございますけれども、昨年と比較しますと、10 月末現在なんですけれども、執行率が 85%になっております。昨年を見ますと 79%でございます、ゼロ県債などによって第 4 四半期の発注を多くしたことによりまして、おおむね進ちょくは順調かと考えております。

服部委員

分かりました。10 月末現在でも 85%ということですから、かなり順調に進んでいらっしゃるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、平成 20 年度以降になります、そもそもこの水源の森林づくり事業の対象になっている地域の面積、そのうち事業対象となる森林の面積、それから事業計画及び事業費について、一括して伺っておきます。

水源の森林推進担当課長

この水源の森林づくり事業につきましては、ダム上流域を中心といたしました水源地域が 6 万 1,555 ヘクタールでございますけれども、そのエリアを水源の森林エリアと設定しております。その中の私有林、4 万 612 ヘクタールのうち手入れ不足などによりまして荒廃が進んでおります 2 万 7,000 ヘクタールの森林につきまして、県が直接管理する公的管理、指導、県が支援する資源公的支援を推進することによりまして支援することとしております。

全体計画といたしましては、この事業は平成 9 年から行っておりまして、確保につきましては、平成 34 年までで 2 万 7,000 ヘクタールを確保する計画になっております。整備につきましては、平成 38 年までに確保した森林につきまして、延べで約 6 万 6,000 ヘクタールを整備する計画としております。この計画のうち、平成 19 年度から 23 年までの 5 年間につきましては、水源環境保全・再生事業 5 年計画に位置付けられておりますので、その 5 年間の事業といたしましては、確保が 6,215 ヘクタール、整備が 9,512 ヘクタール、事業費といたしましては 152 億 2,500 万円で行っていくことになっております。

なお、5 箇年計画期間中は、森林整備は全体の 9,512 ヘクタールですので、平均といたしまして、年間で 2,000 ヘクタールぐらいになりますけれども、今後、確保が毎年毎年増えてまいりますので、平成 29 年には整備量のピークを迎えると想定しております。この想定によりまして、約 4,000 ヘクタールの整備が必要ではないかと考えております。

服部委員

この 5 年間を見ても、確保量 6,215 ヘクタール、整備量 9,512 ヘクタール、事業費が

152 億円。それで、ここ 5 年間だから、5 年間の次に来るのが、今お話あった 29 年、整備量がピークになるということ、そのときに 4,000 ヘクタールということですが、この 4,000 ヘクタールというのは、5 年間の整備量が 9,512 ヘクタールで、その後から平成 29 年まで 4,000 ヘクタールプラスするのか、ちょっとその辺の 4,000 ヘクタールと 9,512 ヘクタールの整合性について、すみませんが御説明ください。

水源の森林推進担当課長

4,000 ヘクタールにつきましては、1 年間で 4,000 ヘクタールの整備が必要だということでございます。

服部委員

分かりました。そうすると、現時点で対比すると、年間の整備量についてもかなりの倍数になってくるというふうに思います。その点を軸にして、現時点でもそれを支える人的資源、雇用の拡大というのはどうなのかということも冒頭申し上げましたが、今後においても、この事業の分野における雇用拡大というのは、今のお話を聞いても、急激になさなければならないというふうに思わざるを得ません。

そこで、それを背景として、御答弁があったとおり、今後、増大する水源の森づくり事業を中心とした森林整備を確実に実行していく。今、お話の中で様々な数値が挙げられました。どのぐらいの労働力が必要なのか。もう一つは、こうした労働力の確保について、どのように御当局がお考えになっているのか、2 点について伺っておきます。

森林課長

まず、県内の林業労働力の現状について御説明を申し上げますと、森林組合だとか、あるいは林業会社、いわゆる林業事業体と呼ばれるところで、平成 20 年 4 月現在、37 事業体がございますけれども、そこでの林業労働数を申し上げますと、これは年々減少してきておりまして、平成 18 年度には 313 人の総数でございました。そのうち 60 歳以上は約 3 割を占めるということで、高齢化が進んでいるという現状でございます。

こうした中で、先ほど、担当課長の方から御説明させていただきましたけれども、平成 19 年度から水源環境保全・再生実行 5 か年計画がスタートしたということで、大幅に森林整備量が増加をいたしました。このことによりまして、各林業事業体も努力をされまして、平成 19 年 12 月現在で 356 人と、増加をしております。今後、水源の森林づくり事業の整備量が増大を迎える、先ほど申し上げました平成 29 年度にピークを迎えますけれども、そのほかにも造林事業だとかいろんな事業で森林整備をやってございます。そういった数字を合わせますと、平成 29 年には水源の森林づくり事業では 4,000 ヘクタールですけれども、全体としては 5,400 ヘクタールの森林整備が出てくるものというふうに考えております。

これだけの森林整備を実施するための必要労働、いわゆる延べ日数でございますけれども、現在より約 3 万人日多い 11 万 7,000 人日の担い手、いわゆる労働力が必要であるというふうに考えております。この増加いたします 3 万人日の延べ労働日数をどのように確保していくかということでございますけれども、まずは森林の整備、仕事というのは、秋から冬にかけてかなり集中して行われるということでございますけれども、そういう意味で、現在山で働く人たちの 1 年間の平均就労日数というのが約 170 日ぐらいとなっております。この状態をまず改善をして、年間を通じた仕事量の平準化を図っていく必要があるだろうと思います。

ということで、先ほど担当課長の方から説明がありましたけれども、いわゆるゼロ県債を活用して、早期に発注をして、年間を通じてより多く働いてもらう、そのことによって

労働力を効率的に、効果的に活用させていただいて、森林の整備に充てていくと。これがまず一つであります。

また、これだけでは必要な労働力を充足するわけではございませんで、どうしても新たな人材を確保していく必要がございます。それで、これまで林業事業体も若い人たちを雇用してきたわけですが、技術がないということもありまして、同時に体力もないとなかなか山の仕事には、ついていけないということで、現場の急斜面で単純労働を強いられるということで、せっかく就職をされても長続きしないで、もう辞めてしまうというケースがかなり多くこれまで見受けられました。そのため、就労前の体験だとか、あるいは基礎技術を習得させて、更に体力を向上させるといったような一定の準備期間を就労する前にやる必要があるんじゃないかなということで、そういった準備期間等で基礎技術を学んだ人を森林組合だとか、林業会社の林業事業体への就職に結びつけるような、そういった定着化につながる仕組みというのが今後必要ではないかなというふうに考えておりまして、早急にこういった整備をして、不足する労働力を確実に確保していただきたい、このように思います。

服部委員

よく分かりました。

それは、課長、今までだってやってみましたよね。労働力の質の平準化だとかね。だから、やっぱりこれからのピークということ射程に入れたときに、その射程が昨日、今日分かったわけではないから、労働力の定着化が必要だとか、様々なものについてはもう十分に僕はやられているというふうに思っているんですよ。ゼロ県債の効用、メリットについては、財政運営上の年度を超えたつなぎですから、本県自体も需要に対応するときに、財政運営として図るといふしろものですよ。なおかつ現場の中小零細企業の人たちも助かると。それは、つなぎという意味では決して悪いことではないけれども、やっぱり年間通しての事務事業の定着化という観点からいったら、それでもって事足りているとか、誇らしげに言うことではないなというふうに思うんです。ゼロ県債でやっていくのは、当たり前のことだと思います。もっと違った工夫をしていくべきだろうと。そういう意味から言ったら、第一義的には、当初における事務事業量の把握し、もう少しプラス分の対策を考えていかないと、これは追いつかないと思います。

それから、やっぱりいろいろと、先ほどの課長さんのお話でも、事務事業を進めていくに当たって、様々な対応がなかなか難しい面も出てきます。お相手さんがいるようなところで、確保、そして整備というところで整備に移っていくには、やっぱり2、3年間かかって整備に移りますが、確保されなかったらその整備も生じないわけだから、そういうことを考えたら、もう少し様々な仕組みを考えて事に当たる、そういう人数も増やしていくということ、現業的な要素、それからマネジメントを持っている方々の要素とか、そして行政が持つということが第一前提でございますが、またさっき言った林業、事業主体の人たちとの連携を持って、そしてそういうネットワークを広げていくということも大事なかなというふうに思いますが、それは私の所感ですから、お答えは結構でございます。

それで、人数というか、そういう意味では、技術を持った労働力の育成ということが必要だと。これについては、本当に今、研修をやっているようでございますけれども、現在の研修の規模については、私は御説明をいただきたいと思いますが、その規模を3倍、4倍にしていく必要があるというふうな展望を持つべきではないかなというふうに思いますが、お答えをいただきたいと思います。

森林課長

現状どういう研修をやっているかということですが、一つは、既に林業事業体の

中で就労した、これは3年以上経過した人に対します、これから間伐材の搬出というのを進めていかなければならない。どちらかというと、今まで森林整備の技術はかなり持ってきておりますけれども、なかなかそういう搬出する技術がないということで、平成18年度から、搬出技術を習得する研修を進めてきておりまして、平成20年度までに28の方が受講されて、こうした人たちが現在、間伐材の生産に従事をして、活躍をされてございます。

また、水源の森林づくり事業の進ちょくに伴いまして、県が公的に管理する森林がいろいろ増えてまいりました。そういったことを踏まえまして、やはり民間の技術力を活用した効率的、効果的な森林整備、県に代わってそういう森林の管理をしてもらえるような、そういう技術者の養成というのも必要であろうというふうなことで、森林整備の計画づくりだとか、あるいは設計、測量、それから現場の管理、そんな幅広い業務を総合的に担える人材の育成も図ってきてございます。平成14年度から林業事業体でそうした人たち、約5年間働いた人たちを対象に実施をしてございますけれども、現在まで34名の方が、この将来的なマネジメントのできる人材として育成をされてございます。

今後の取組でございますけれども、やはりこういった研修を持続的に確実に実行していくことによって、多彩な森づくりであるとか、あるいは間伐材の搬出技術、そういったものを身に付けた人たちをより多く創出することによって、円滑な森林整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

服部委員

分かりました。非常に具体的な間伐材の搬出技術等、それはなかなか大事なことで、素人が明日からやってみようかということとんでもない、危険でできない。それなりの習得をされた人たちが携わっていくというふうに思います。

その点、様々な雇用が生ずる、様々な業務があるということ、先ほど、ちょうど大先輩であります自民党の三好議員に、その点、プロでございますので、農漁業、林業等についての雇用という側面からお話を伺ってきました。三好議員もこの林業については、測量に携わるメンバー、測量といっても測量士が測る、一方では相棒として、メジャーを持つ人、測量くいを立てる人とか、そういう人たちももちろん必要だというお話でした。それから作業道、林道とは違いますが、作業道の構築はやはりネットワークを速やかにつくっていかなくてはいけない。間伐、枝打ちは当然、それから運搬、かま、のこぎり、チェーンソーの使い方とか、そういう意味から言ったら、先ほどちょっとお話があった研修ということはまことに大事なことで、こうやって今森林の整備にかかわる事業というのを細かく見ていくと、そこに携わる人たちというのはどうしても欠かせない。そういう意味では、もう洗いざらい必要な事務事業等々にかかわる人たちの人数、これからピークを迎えるときに支える、そういった人たちのこれからの数値目標を立てて、年度年度しっかりとそういう担い手を育成していく。そういうことをきちっと県内に周知して、事業主体の人たちとともに、県が全力を挙げていかなければいけないのではないかと考えます。したがって、ピークに向けての数値目標の設定についてどう思いますか。

もう一つは、何といたっても現場での事業主体、先ほどのお話ですと林業事業主体が37あり、356人を雇用している。こういった事業主体の人たちが抱える雇用の労働者の方々、こういう方々をやっぱり研修の段階から増やしていく。ある意味では、その辺のところに、例えばハンディを背負った方々を雇う、雇用主にそれなりの補助金が出るという現実もあるわけですが、そういう形でスライドして考えるという意味ではなくして、やっぱりこういう角度からの事業体に対する配慮、補助金ということではないにしても、サポートというのをこれから具体的に、現在以上にやっていかなくてはいけないというふうに思います。平成19年度で37の事業体で雇用する356名の人たちでは足りないわけござ

いますから、したがって、その辺を、ひとつ雇用提供のシンジケートというふうにしたときに、そういうふうな意識でくくって、そしてどうやっていくのか。確かにこれは資本主義社会ですから、それぞれの経営状況に見合った、必要な雇用労働者の方々を雇用するわけですが、そこに拡大路線というものを、事務事業量の拡大を提起して、そして発注についてはその計画も事前に知らせて、それなりの準備をさせていく。同時に、併せて研修制度もその下支えとして拡大路線をしていく。県がこれだけの気合いを入れて、皆様方の事業体の支えもしているんだということを明確にしつつやっていかないと、ピーク時は支え切れなと思います。

したがって、そういうふう具体的に数値目標を決めたり、事業体に対するサポートの内容をどのようにしていくのか、ちょっとつまびらかにお話をさせていただきたいと思います。

森林課長

先ほど御説明いたしましたように、平成29年にピーク時を迎えるということで、延べ人数としては11万7,000人日の労働力が必要だということで、まず、いわゆる林業事業体で現在356人の雇用労働者がございますけれども、これを50人増やして406人にしていきたいと考えています。ただ、先ほど申しましたように、60歳以上の高齢者がいらっしやいますので、その若返りも図っていかなければならないということで、その割合を約30%としまして約100名の方の若返りが必要になってきます。そういう意味で、年間、今後15人、新たな雇用というのが必要になってくるわけです。それに向けて、先ほど言いましたように、就労の研修みたいなことを実施して、確実に就労に結び付けていくような方策をとっていかねばいけないということが一つ。

それから、もう一つは、いわゆる林業業種だけではなくて、造園屋さんだとか、あるいは土木業を営んでいる方々にもこの森林整備に参画をしていただきたいということで、平成17年度から森林整備基本研修というのを実施しております。そういった人たちが273人受講をされまして、現在、森林整備に従事をしていただいております。造園業者だとか、あるいは土木会社で実習をしている、全体の整備量が3割近くございます。こういったことですそ野を広げていくと。なかなか林業土木だけでは賄えない部分を造園屋さん、あるいは土木屋さんにも担っていただいて、トータルとして11万7,000人日の延べ人数を確保して、ピーク時の森林整備が確実に進むような方策をいろいろ講じてまいりたいと、このように考えております。

服部委員

分かりました。お願いしたいというふうに思います。何といたってもかけがえのない森林、そしてそれを支えていく人たちの育成ということで、本当に大過なく皆さんでよろしくお願いいたします。

次に、レアメタルのリサイクルについて、二、三聞きたいと思います。

廃棄された携帯電話、パソコンなどを回収して、レアメタル、希少金属を抽出する、再利用するという取組が、試験的であれ、实际的であれ、幾つかの地域で既に始まっております。このような取組や資源の有効利用などとともに、廃棄物の削減にもつながるなど、資源循環型社会の構築に役立つものと思っております。

そこで、レアメタルのリサイクルの現状等について伺います。これについては、我が党の代表質問でも赤井議員の方からお話をさせていただいているところでございますので、それを踏まえて、同じような答弁のないようお願いいたします。

レアメタルは全国でどの程度廃棄物として排出されているのか。また、県内の排出量はどのくらいなのか、伺っておきます。

廃棄物対策課長

レアメタルの廃棄物としての排出量のお話の前に、レアメタルの年間の消費量について申し上げます。これは資源エネルギー庁で把握している数字でございますが、ニッケルが19万6,000トン、それからコバルトが1万4,000トン、それ以外にいろいろなレアメタルがございますが、数百トンを下回るといったようなことございまして、トータル数字は、実は私ども持ってはおりません。しかしながら、今申し上げましたような状況でございますので、レアメタル各種合わせまして、せいぜい数十万トンというのが消費量かなというふうに思っております。

御質問の、お尋ねの廃棄物としての排出量ということでございますが、こちらの方は、率直に申し上げまして、データはございません。ただ、今の消費量から類推して考えてまいりますと、いずれにしろそういったレアメタルを使いました製品、これが耐用年数を過ぎて廃棄物になってまいりますので、潜在的なものも含めまして、ほぼこうした年間の消費量に見合った程度の廃棄物の排出があるんだろうと、そんなふうに考えております。

それから、県内につきましては、これも当然データがないんでございますけれども、県の人口、あるいは経済規模、そういったところから考えますと、大体全国の6%という規模だろうと思っておりますので、そういたしますと、数万トンのオーダーかなというふうに思っております。

本県の産業廃棄物が平成18年度1,817万トンということでございますので、こういったものを分母として考えますと、せいぜいゼロ点何%といったようなことで、量的には大変少ないと。しかしながら、御案内のように、産業活動あるいは私どもの生活の中で非常に価値が高い金属と、そういうふうに認識してございます。

服部委員

はい、分かりました。県内では人口で6%掛けで数万トン。いずれにしても、ニッケル、コバルト等、これは32種類ぐらいあるんですね。32を全部というわけではないけれども、適格レアメタルといえますか、レア性、希少性が高いものから10個ぐらい挙げていただけますか。

廃棄物対策課長

レアメタルにつきましては、国の鉱業審議会、そちらの方でレアメタルを定義してございまして、現在31種類でございます。これのとらえ方が、存在量がまれである、少ないということ、それから技術的に抽出が難しいということ。それで、一方、工業の方で需要が現に存在する、あるいは今後見込まれると、量が少ないということに加えて、それが有用性が非常に高いんだと、こういうものにつきまして、希少性があるということでレアメタルというとらえ方をしております。

量的にというのは、ちょっと今手元にはございませんけれども、31種類というのは、いわゆる元素の類でいきますと103ございますけれども、そのうちの31、これが希少性も高く、有用性も高いといったようなことでとらえられているところでございます。

このレアメタルにつきましては、我が国の産業の中では素材系からハイテク系まで、非常に幅広く使われておりまして、我が国の産業競争力のかなめになるといったようなとらえ方を県の方ではしております。

服部委員

非常に産業のマテリアル、そういう製造業、核になる材質だというふうに思います。だからして、希少金属ということなんでしょうが、非常にもったいない。そのままごみ

というふうに廃棄してはならないとも思います。これらの製品が使用済みとなった場合、レアメタルが事業所や家庭から排出される際のルールというのは、どんなふうになっていらっしゃるのでしょうか。

廃棄物対策課長

レアメタルは、非常にいろいろなものに使われておりますけれども、一番分かりやすい形のものとして家電製品を例に挙げながら御説明させていただきます。

こういった家電製品の中で、回収の仕組みが法的に定められておりますのが、家庭で使っておりますパソコン、それからテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機と、こういったところが法律で回収の仕組みができております。逆に申し上げますと、それ以外の家電製品につきましては、家庭から出るものは一般廃棄物、それから事業所の方から出てまいりますのは産業廃棄物といったようなことで、一般的なルールの中で処理がなされております。

一般廃棄物から出てきた場合は、これはごみの分別にもよるんですが、いわゆる可燃ごみ、実態としては混合ごみの状態でございますけれども、そういったものとして回収された場合は、焼却処理の上、最終処分されます。それから、不燃でありますとか、あるいは金属ごみ、資源ごみといったようなことで分別をされた場合、これらにつきましても、一部回ってまいりますけれども、なかなか再資源化、かなりの部分は最終処分、埋立てをされてしまうケースがあるというふうに認識しております。

それから、事業所の方から出てまいります廃プラスチック、あるいは金属、鉄といったような形で出てまいります。これらにつきましては、破碎処理をされまして、相当程度は再資源化されるようでございますが、最終処分されるものも多いと、こういったところが廃棄物処理法、あるいは資源有効利用促進法、これはパソコンでございます。それから家電リサイクル法、こういったものにとって処理がなされているということでございます。

服部委員

ありがとうございます。レアメタルのリサイクルに関しての国の取組について、お答えいただきたいと思っております。

廃棄物対策課長

レアメタルの回収、それから有効活用といったようなことにつきまして、国の取組はまだ緒に就いたばかりの段階だというふうに認識してございます。今年の12月2日、経済産業省と環境省、共管で学識者などを集めました、使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会を立ち上げてございます。この研究会の現状認識としては、委員からお話ございましたように、いろいろな自治体、企業でリサイクルに取り組んでいるけれども、そういった取組は始まったばかりであって、レアメタル回収技術の研究開発については着手した段階、それから、効率的、効果的な回収方法、適正処理方法、これはいまだ検討の段階であると、こんなふうに現状をとらえております。これを踏まえまして、この研究会といたしましては、効率的な回収方法、それからレアメタルがどこの部品に使われているのかというのは、実は完全には把握されていないという状況がございます。レアメタル含有実態の把握、それからその中には人の健康に有害なものもございます。有害性の評価、こういったことを研究していこうという研究会が立ち上がっております。平成20年度末、来年の3月末までに、取組方針を定めるというスケジュールに一応なっております。

ただし、この研究会の事務局などからもお話を伺っておりますけれども、この法改正とか、そういった踏み込んだ政策決定、ここに至るまでには、やはり2年程度はかかるんだ

ろうと、そんなふうにお話をされております。国の取組というのはこうした状況でございます。

服部委員

よく分かりました。来年の3月、人への影響、その他含有実態の把握など、全体として法改正については2年後ぐらいかなと。

そういう中で、地方自治体、産業立県の本県として、どのようにこれから取り組んでいくのか。当然国の動きを踏まえるわけではございますが、踏まえていて、国と一緒に動いたってどうしようもないのですから、一步先んじた形で施策が打てるとしたら、どういうものが打てますか。それはいつごろになりますか。

廃棄物対策課長

国の方もそういうことでございますので、なかなか先んじた施策を打つというのは難しいところでございますけれども、一つは、回収をいかに効率的な形でやるかということでございまして、いろいろな自治体で試験的な取組をしておりますけれども、人口規模の大きい本県において、特定の品目をターゲットといたしました安定的な回収システム、こういったものをつくり上げると。そういうことは他の自治体に抜きん出て、規模からいっても、そういったものはあるんだろうなというふうに思っております。ベースとしての県民の皆さんに対する普及啓発を図りながら、神奈川の地域特性に応じた効率的な回収システム、これをつくっていくということが一つ大事な事かなというふうに思っております。

そういうことも踏まえまして、関係の事業者、それから市町村、市町村の方では一般廃棄物の分別といったようなところを扱っておりますので、そういった市町村、それらの皆さんとともに意見交換をしながら、そういった安定的、効率的な回収システム、そういったものに向けて検討を進めていきたいと、そんなふう考えております。

服部委員

その点は、だから、現在御答弁があった人への影響だとか、財源実態の把握だとか、2年後に法改正をとというような流れの中で、それを踏まえつつ、それにまた翻ろうされることなく、主体的にできるものが回収方法についてのシステム化、もちろんそれは法律的につくられたシステム化、これを33の市町村との会議を開いてやっていくというのはできると思いますが、その辺の具体的な日程はお考えですか。

廃棄物対策課長

先般、知事の方から意見交換を行うんだという御答弁をさせていただいております。来年度につきまして、そういったレアメタルのリサイクルにつきまして、本格的に取り組んでいくということで、今準備を進めております。実は携帯電話などが廃棄されるのが、年度末が一番多いということもございます。来年度を待たずに、少し実験的な取組、あるいは広い普及啓発、形はまだ未定でございますけれども、それを年度末には少しやってみたいなと思っております。それらをステップといたしまして、来年度、そういった意見交換の場を設けていきたいと考えております。

服部委員

非常によく分かりました。それで、そういうこの辺のレアメタルのリサイクルについては、事業者のかかわりが不可欠、それどころかいわゆる業者のやることという側面もあります。携帯電話などの回収後の処理、リサイクルにかかわる業者というのは、大体イメージはわいておりますが、どういう事業者なんですか。

廃棄物対策課長

レアメタルの回収のプロセスでございますが、回収をしてきたものを分別、解体、それから破砕、そして選別して、それから精錬の過程に入りまして、レアメタルを抽出していくこととなります。分別、解体、それから破砕、選別、こういったところは廃棄物処理業の中の間処理の部分、こういった事業者の皆さんが担う形だと思っております。

それに加えて、精錬の事業者が最後のレアメタル抽出の部分を担当と、こんなことだと思っております。ただ、現状、こういったレアメタルの回収について、こういった状況になっているのかということにつきまして、国の方で少し整理したものがございます。それによりますと、現状の回収システムにつきましては、実際の対象はベースメタル、産業社会の基礎になります鉄でありますとか、銅でありますとか、そういった基礎になる金属ということでベースメタルという言い方をしておりますが、そういったベースメタルであったり、あるいは非常に価値の高い貴金属、こういったものが回収の対象になっていると。レアメタルは実際のところはその副産物として出ているのがせいぜいであると、こういったとらえ方を国の方でしてございます。

それから、もう一つ、レアメタルが具体的に回収されるプロセスといたしまして、レアメタルを使って製品を作っていくその工程で、いわゆる金属くずになりますけれども、くずが出てきますのでそれを回収するといったようなことは、実際に実用化されております。しかしながら、そのシステムは、先ほど申し上げましたような使用済みの小型家電は全く想定をしていないと、こんな指摘が出ております。いわゆる金属を回収するというシステムはかなり日本の産業社会の中で存在している、あるいは定着しているというところはございますけれども、レアメタルにターゲットを当てた回収のプロセス、それについてはまだ国の方としても、それが実際の、具体的なものになっているというふうにはまだ至っていないと。それが現状ということになります。

したがって、先ほど申し上げましたような中間処理業の皆さん、それから精錬業者の皆さん、今までのいろいろ取り組んでおられます業務内容、これをかなり変えていく必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

服部委員

前回の11月20日の委員会で私が言いましたように、中間処理業者はもちろん中間処理施設をお持ちなのでございますが、県への届出の際に、その業者の人たちが届け出たその施設の能力というか、そのキャパは、実際稼働して処理している量よりも、キャパの方が確か3倍か4倍ぐらい大きいという御答弁があったというふうに思っております。

したがって、今、課長がおっしゃった、中間処理業者、精錬業者等々の、いわゆる選別、抽出、精錬というようなところは、まだまだそういう意味からいったら余力があると言えるが、ただ、やっぱりそういったことに対する普及というか、実際的な技術研修、技術支援というのをだれがどこでやっていくのか。例えば産業技術センター、昔の産総研でとか、いろいろその辺について具体的にやっていかなければいけないというふうに思います。その点はどのようにお考えですか。

廃棄物対策課長

先ほど事業者の皆さん、それから市町村の皆さんと意見交換をするというお話をさせていただきました。メインはとりあえず、ベースとしての回収のシステムをどうつくっていくかというところに置いておりますけれども、その延長として、それをいかに効率的に資源化していくか、再資源化していくかと、そういうプロセスが当然次の問題として出てくると思っております。かなり専門的な問題でございますけれども、本県の場合は、産業廃

棄物協会とか、そういった主体として、自主的なものも含めて、取組ができる団体もご
ざいます。そういったところ、あるいは関係の研究機関、それから実際精錬をしている会社
なども幾つかございます。そういったものの御参加をいただきながら、あるいは意見交換
をさせていただきながら方向性を出していくと、そんなふうに取り組んでいきたいと思っ
ております。

服部委員

以上で終わります。